

総力戦体制への移行と和敬学園

藤田和敏

はじめに

1) 前回のまとめ：旧少年法の施行を契機として、京都護国団は和敬学園を創設して少年保護事業に乗り出した。家庭的な環境での人格矯正を重視する少年保護の趣旨に従い、京都護国団の理事であった琢堂は和敬学園を自坊慈雲庵に引き受けた。

- ・少年たちを立ち直らせるなかで「個人の愛」の力を深く認識した琢堂は、和敬学園の経営を京都護国団から譲り受け、園舎の新築に取り組むなど、少年保護に没頭した。司法省は琢堂の活動を高く評価し、衆善会を特別優良団体として表彰したが、それは国民精神作興詔書に示されたような国民教化政策を浸透させる意図で行われたものであった。

2) 今回のねらい：戦時における京都護国団と和敬学園の足取りを追う。

⇒昭和5年（1930）の昭和恐慌と同6年の満州事変以降は、一般的な修養思想では社会の危機的状況に対応できず、教化運動は後退した。国民の側の現実的な「力」への期待もあり、恐慌によって生じた膨大な債務を処理するための組織・主体形成が目指された【赤澤1985】。

⇒昭和12年（1937）の日中戦争勃発により、国家が総ての国力を総動員して戦争を遂行する総力戦体制が形成された。宗教団体も戦争目的のために動員された。

- ・国民精神総動員運動：挙国一致・尽忠報国・堅忍持久をスローガンとした「国民精神総動員実施要綱」が昭和12年（1937）8月24日に閣議決定、国民運動が始まる。日中戦争の泥沼化により統制統制が強化された（写真1）。

- ・国家総動員法：昭和13年4月1日公布。国民生活の全分野を統制・運用することを目的とする法律。10月12日には官製国民運動団体である大政翼賛会が結成され、内務官僚と警察が国民の日常生活までをも支配した。

⇒全国民を総力戦の担い手とするために、国民生活の強制的な平等化が進められた。現代につながる国民健康保険制度が導入されるなど、国民の健康増進や生活改善を指向する政策が行われた。しかし、戦況の悪化とともにこれらの政策は破綻した【山之内1996・森2005・佐々木2015・源川2017】。

⇒和敬学園による少年保護事業も総力戦体制の一環に位置づけられたのである。

1. 満州事変と中央教化団体連合会

1) 満州事変の勃発と大西良慶「正しき者は勝つ」

- ・昭和6年（1931）9月18日、柳条湖事件（関東軍が中国東北部を武力侵略するために南満洲鉄道の線路を爆破し、それを中国軍の破壊工作と断定した謀略）を発端に満洲事変が勃発、関東軍は約6ヵ月で満洲全土を占領した。昭和7年3月に「満洲国」の建国が宣言され、溥儀が執政に就任した。

- ・『衆善』昭和6年12月号に大西良慶が「正しき者は勝つ」を寄稿する（写真2）。

→「如何なる場合に於ても日本は正義であることを誇りとし必ず勝つ可きを信ずるのである」、過去5～60年間で外国に対して理不尽の行為がなかったと認識。「日本人が正しき意と言葉と行為の持主たることを世界中に理解させた」

→釈迦の十大弟子である目蓮尊者が餓鬼道に墜ちた母を救った逸話を紹介して、日本は中国に対して目蓮尊者のような慈悲行を進め、「共存共栄の正道」を目指す。

⇒大西は、「護国団」の団長として仏教教理を用いながら国家の軍事行動や植民地政策を正当化した。

2) 琢堂による第9回全国教化聯合団体代表者大会への参加

・全国教化聯合団体代表者大会

→大正13年（1924）に関東大震災を契機に渙発された国民精神作興詔書を受けて教化団体聯合会が組織された。さらに昭和3年に中央教化団体連合会に改組され、全国の教化団体が統轄された【山本2011】

・昭和7年5月、五・一五事件で犬養内閣が倒れたことを受けて、海軍大将斎藤実（写真3）が挙国一致内閣（政党・軍部・官僚・財界などから閣僚を得る）を組閣した。昭和5～6年の昭和恐慌によって農村が極度に貧窮化したため（写真4）、農山漁村経済更生運動を展開。思想統制にも力を入れ、治安維持法に基づく共産主義思想の弾圧を行った。

→斎藤首相は、8月に中央教化団体連合会の会長に就任。第9回全国教化聯合団体代表者大会は斎藤内閣の方針を色濃く反映したものになった。

・8月10日、中央教化団体連合会の主催で開催された第9回全国教化聯合団体代表者大会に琢堂が参加。参加記「教化大会に東上して」（『衆』S07/09）。

→「刻下非常に際し緊急実施_(下)を要すべき教化対策」が議題。静岡県にて「今後二宮報徳社を組織して、全県化の美化に当られる様子」であることを「最も喜ばしい」と感想。陸軍大臣荒木貞夫の講演「皇軍の使命」を聞き「有益なる」と評価。

⇒斎藤内閣の農山漁村経済更生運動は、強制的な生産合理化と農民の精神主義化を推進するものであり、財政的な裏付けがなく「自力更生運動」と称された。会議ではそのような内閣の方針を反映して教化政策の締め直しが議論された。また、荒木の講演は、五・一五事件以降の軍部の台頭を反映したものであった。琢堂は、政治の強権化を如実に示した会議の雰囲気違和感なく受け入れた。

2. 京都養老院と和敬学園の整備

1) 京都養老院の移転

・昭和4年4月2日、貧困のために生活できない65歳以上の老衰者を救済するために救護法が成立。国・地方ともに財源がないため、実施は昭和7年1月1日まで延期。救護法は市町村長に救護義務を課した。京都養老院への京都市の補助金は1人1日35銭。従来は京都府の委託を受けて1人1日50銭の補助金（昭和5年開始）があり、3割減額【同和園七十年史1997】。

・仁和寺塔頭尊寿院にあった京都養老院は移転を求められることになった。昭和8年8月21日、京都市伏見区醍醐が移転先に決定。新築工事に着工。昭和9年11月20日に竣工式【同和園七十年史1997】。

・補助金が半額に減額されたことを受けて、定員は60名に倍増させた。1000坪の隣接地を購入し、施設を増築する。昭和11年2月25日、上棟式（写真5）【同和園七十年史1997】。

2) 和敬学園の増築

・昭和8年6月、琢堂は和敬学園の更なる増築を志す。「現在の建物では三十名の定員でも

狭い感じのある所へ、昨年の夏は三十八名と云う無理な収容をつづけている」、「昭和九年は釈尊御降誕二千五百年であり、又本園一設十周年になりますので、不肖活躍の記念として更に一棟増築を思い立った次第であります」。総予算6,800円（『衆』S08/06）、設計図（写真6）。工事中の様子（写真7）。

- ・昭和9年2月、建坪を30坪から35坪にするなど設計変更。総予算8,480円に増加。寄附は3,110円に止まっている（『衆』S09/02）。5月の段階で2,724円の不足（『衆』S09/05）。
- ・10月16日竣工式（写真8・9）。総工費1万975円58銭。三井報恩会から1,000円の助成金を得、琢堂自身が1,033円50銭を負担するも653円58銭の不足金が出る（『衆』S09/11）。
- ・11月8日に社会事業功労者として新宿御苑の観菊御会に招かれる（写真10～12）。昭和天皇も臨席、出席者は全国から4000名（内社会事業功労者25名）、「十ヶ所程に植付けられました菊花が今を盛りと美事に咲いて居ります。中にも一鉢一本にて白の大輪が六百四十八咲いて四疊半一杯位のを始め、^{おびただ}夥しい花の付いたを拝見」（『衆』S09/12）。
⇒琢堂は、昭和恐慌以降の社会不安を受け止めて施設の充実を図った。琢堂の少年保護に対しての献身は国家の側から高く評価された。

3) 退園者に対する琢堂の思い

- ・「退園生の現状生活状態感想」（『衆』S10/05）

「退園後に於ける間接の監督を痛切に感じ、その後は当方より進んで音信を相互に往復して居ります」

「友人として交際する様にして、京都名所の絵葉書で順次変った絵葉書を送りますと、先方からもその地の絵葉書で返事を^く呉れます」

「現に満鉄に奉職の者、府庁に居る者、宗教^{キリスト}基督教師になりし者もあれば、明年某大学を卒業後は直に官途に奉職する者もあり、漫談家、俳優等もあり、最近妻を迎えて父母^{これら}両親に孝養して居る者もあり、是等の者には前に申しました絵葉書で普通の音信に止めて時々近況の往復をして居ります、これが本人に対してよき反省の教訓を与える事は偉大なものであると信じて居ります」

⇒自らの指導によって立ち直り、社会で活躍している退園者を気遣って、友人のように絵葉書を遣り取りして連絡を取り続ける琢堂の態度は、宗教家としての慈愛に満ち、かつ謙虚なものであった。

⇒和敬学園の少年保護事業が全体主義に傾く国家の統治に追随するものであったとしても、少年たちに対する琢堂の純粋な思いを否定することはできない。

3. 総力戦体制と和敬学園

1) 日中戦争開戦と『衆善』

- ・盧溝橋事件：昭和12年7月7日夜に中国北京郊外の盧溝橋一帯で発生した日中両軍の軍事衝突。第一次近衛内閣は安易な予想のもとに華北へ大軍を送った。8月13日には第二次上海事変が起こり、日中全面戦争に拡大した。
- ・長期戦と物資不足が懸念されたため、国民に消費節約・貯蓄奨励などを求めた。
→8月24日「国民精神^い総動員実施要綱」閣議決定：「^{つよ}「挙国一致」「^あ「尽忠報国」の精神を鞏うし、事態が如何に展開し、如何に長期に亘るも「堅忍持久」、総ゆる困難を打開して所期の目的を貫徹すべき国民の決意を固めしめること」

- ・大西良慶「東洋平和のための目的達成に当れ」（『衆』S12/10）：「然し抗日侮日の念に燃えている支那を膺懲^{ようちよう}するには、父親に等しき武力を以て徹底的に打撃を加えると共に、母親にも等しき外交を以て支那を説得し、ここに真の東洋平和の実現を念願する者である」

→「膺懲」は、日中戦争初期に「暴支膺懲」（暴戾な支那〈中国〉を懲らしめよ）という形で日本国内で広められた標語の言葉。満洲事変以降、国民党と共産党は抗日民族統一戦線を結成して日本の侵略行為に抵抗した。

- ・樋口琢堂「声明書を謹読して」（写真13、『衆』S13/02）：近衛内閣が「帝国政府は爾後国民政府を対手とせず」とする声明を発表し、中国政府との外交関係を断絶させたことを受けて、「帝国の世界平和の使命」を達成させるために「吾々は一致団結、財政、経済、思想、生活の安定等、幾多の問題が横たわって来ましょうが、これらの難関に打ち克つには、精神的と物質的と共に歩調を新たにして邁進する覚悟が必要であります」

⇒『衆善』の紙面が戦時色濃厚なものになっていく。

2) 京都護国団による津田左右吉糾弾

- ・津田事件：昭和14年、早稲田大学教授であった歴史学者津田左右吉が著書『古事記及び日本書記の研究』などで15代応神天皇より以前の天皇は創作された架空の人物であることを論証。右翼思想家蓑田胸喜らが不敬罪に当たると糾弾。『古事記及び日本書記の研究』は政府によって発禁処分となった。
- ・昭和15年1月8日、京都護国団は糾弾声明を出す。「この非国民反国家主義者をして最高学壇に宣伝の自由を得せしむる学府当局者の思想も、亦その共通性あることを察知すべきなり」、蓑田とも懇談を持った（『中』S15/01/10）。

⇒京都護国団の右傾化は著しいものであった。

3) 琢堂に対する国家の表彰

- ・昭和14年10月12日、関西司法保護事業聯盟第二回総会において司法大臣より表彰・銀杯下賜（写真14）。琢堂は表彰者7名を代表して答辞を行った（『衆』S14/11）。
- ・昭和15年3月1日、奏任官待遇（写真15）。国家の高級官僚である高等官は親任官（大臣等）→勅任官（次官・局長等）→奏任官（課長等）の三段階があり、官吏でない者にも公の儀礼の場において官吏と同等の待遇が与えられた（『衆』S15/04）。
- ・4月17日、少年保護記念日（旧少年法の制定日）に御内帑金（天皇の手元金）が下賜され、琢堂は対象となった保護団体の代表（全国で7名）として答礼のために宮内省へ参向（写真16）。新宿御苑での観桜も許された（『衆』S15/05）。
- ・11月10日、皇紀二千六百年記念式典において天皇から御内帑金下賜（写真17、『衆』S15/12）。対象となった少年保護団体は全国で5団体。皇紀二千六百年記念全日本司法保護事業大会式典においても表彰される（写真18・19）。

4) 和敬学園昭和16年度計画

- ・皇紀二千六百年記念式典での表彰は国策^(国)に対応した本計画を賞したものであった。
- ・計画は5項目「一、産業報告に邁進」、「二、実科作業施設を拡充し電機部分品製作技術を修得」、「三、勤労奉仕を通し少年を街頭に進出」、「四、行的訓練による教意を徹底」、「五、防空壕施設」。四では「将来軍人たる自信を体得さすべく軍事教練を行い」（『衆』S16/02）とある

- ・待避壕は昭和16年11月に竣工（写真20、『衆』S16/12）。園内作業の様子（写真21、『衆』S18/05）。

⇒琢堂に対する国家の礼遇は、少年保護関係者として最高のものであったといえるが、それは総力戦体制への貢献が評価されてのものだった。

4. 敗戦と新生和敬学園

1) 敗戦と少年法【守屋1977】

- ・昭和16年（1941）12月8日の真珠湾攻撃によりアメリカと開戦した日本は、同17年6月5日のミッドウェー海戦で大敗した後は敗戦を重ね、同20年8月14日にポツダム宣言を受託して降伏。
- ・連合国は日本を占領し、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）による日本政府を通じた間接統治を開始。GHQは軍国主義の廃絶と民主化を目的とする諸政策を打ち出す。それに伴い、昭和23年7月15日に旧少年法を全面的に改正した少年法が公布。
- ・少年法における最大の特徴は、全ての少年事件において被疑少年を家庭裁判所に送致する全件送致主義を採用したこと。
→旧少年法は検察官先議制度を取っており、起訴するか否かについて検察官の裁量を大きく認めていたが、「刑罰に代えて保護」という考え方から、未成年者の犯罪全体に家庭裁判所による保護主義が適用される道が開かれた。
- ・保護処分の実行はすべて国家の責任において行われることとなり、嘱託少年保護司・少年保護団体という民間依存の形態は廃止された。昭和23年度末限りで少年保護団体はすべて解散となった。
→和敬学園は一旦解散され、改めて児童福祉法に基づく養護施設として昭和24年4月1日に認可された。

2) 少年法における少年保護思想はソーシャルケースワーク理論に基づく。

ソーシャルケースワーク：社会に適応できなくなった者に対して個性や生活環境の調査を実施し、非行の原因を科学的に診断して治療更生のための処置を行う。医学・心理学・教育学・社会学などの専門的知識を駆使し、少年の内部に存在する能力を活用することを目指す。

⇒少年を一個の独立した人格として受け入れる民主主義社会に相応しい教育観。

- ・『少年の非行と教育』は昭和52年（1977）の出版であるが、守屋氏自身は自らの裁判官としての経験を振り返り、「非行をおかした少年の多くは、一旦は非行をおかしたとしても、その発覚の際の羞恥の意識、捜査官による取調、保護者の訓戒等の社会的な反作用を体験して、自らの力で非行性を解消させていくのであり、家庭裁判所における調査、審判の段階では、あらためて指導を必要とするにいたらない例や、せいぜい一時的な指導援助の措置で再非行のおそれを防止し得る例が、数のうえでは多数にのぼっている」と述べている。

⇒令和4年（2022）4月1日より改正少年法が施行され、18・19歳の少年に対しての規制が厳格化されたが、少年保護の最前線で矯正教育に携わっている関係者の思いは、守屋氏の時代と大きな変化はないのではないだろうか。

3) 和敬学園新園舎の竣工

- ・昭和24年4月の開園から半年余りで定員60名を超え（24年度で79名）、園舎増設が課題となった。
- ・琢堂は、昭和26年12月8日に『禅林高僧物語』（写真21）を出版して利益を増設費に充てるとともに、建設資金の獲得のために東奔西走し、昭和28年3月に着工にこぎつけた。昭和28年10月17日、和敬学園創立30周年記念日に竣工。

おわりに

- ・満州事変以降、総力戦体制の構築が進捗するに伴い、和敬学園の少年保護活動や琢堂個人の思想は戦時の社会に対応するものへと変化した。宗教家の立場から社会の右傾化に批判的な眼差しを向ける意識は乏しかったといえる。
- ・明治初年に島地黙雷らが神道国教化政策に抵抗して信教自由・政教分離を求める活動を展開させた段階から、伝統仏教教団は国家の統治に寄り添う姿勢を見せていた。京都仏教護国団にも引き継がれたそのような教団の体質は、国策への協力を強要された戦中期において、大西良慶や琢堂を通して濃厚に現れたのである。
- ・しかし、現代に生きる我々の感覚で少年保護に賭けた琢堂の情熱そのものを貶めてしまうことは正当な評価とはいえない。日中戦争開始以降、社会が混乱を極める中で和敬学園を維持する労苦は多大なものがあつたはずである。不幸な境遇に生きる少年たちを守り育てようという琢堂の意識は、社会の変化にかかわりなく一貫していたのではないだろうか。
- ・敗戦後、少年保護思想は「刑罰にかえて保護」へと展開し、和敬学園の活動は民主主義社会にふさわしいものへと再編された。現在まで続く和敬学園の運営理念は、少年たちの主体性を重んじるものへと変わったが、その根底には「一日一善」活動に端を発する琢堂の社会貢献への思いが存在しているのである。

【参考文献】

- 守屋克彦『少年の非行と教育 少年法制の歴史と現状』（勁草書房、1977年）
 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、1985年）
 山之内靖『システム社会の現代的位相』（岩波書店、1996年）
 森武麿「総力戦・ファシズム・戦後改革」（倉沢愛子他編『岩波講座アジア・太平洋戦争 1』、岩波書店、2005年）
 山本悠三『近代日本の思想善導と国民統合』（校倉書房、2011年）
 佐々木啓「総力戦の遂行と日本社会の変容」（大津透他編『岩波講座日本歴史 近現代 4』岩波書店、2015年）
 源川真希『日本近代の歴史 6 総力戦のなかの日本政治』（吉川弘文館、2017年）



写真1 昭和15年の銀座通り

出典: 松本清張監修『写真記録昭和の歴史②非常時日本』(小学館、1984年)



写真3 斎藤実

出典: 国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」

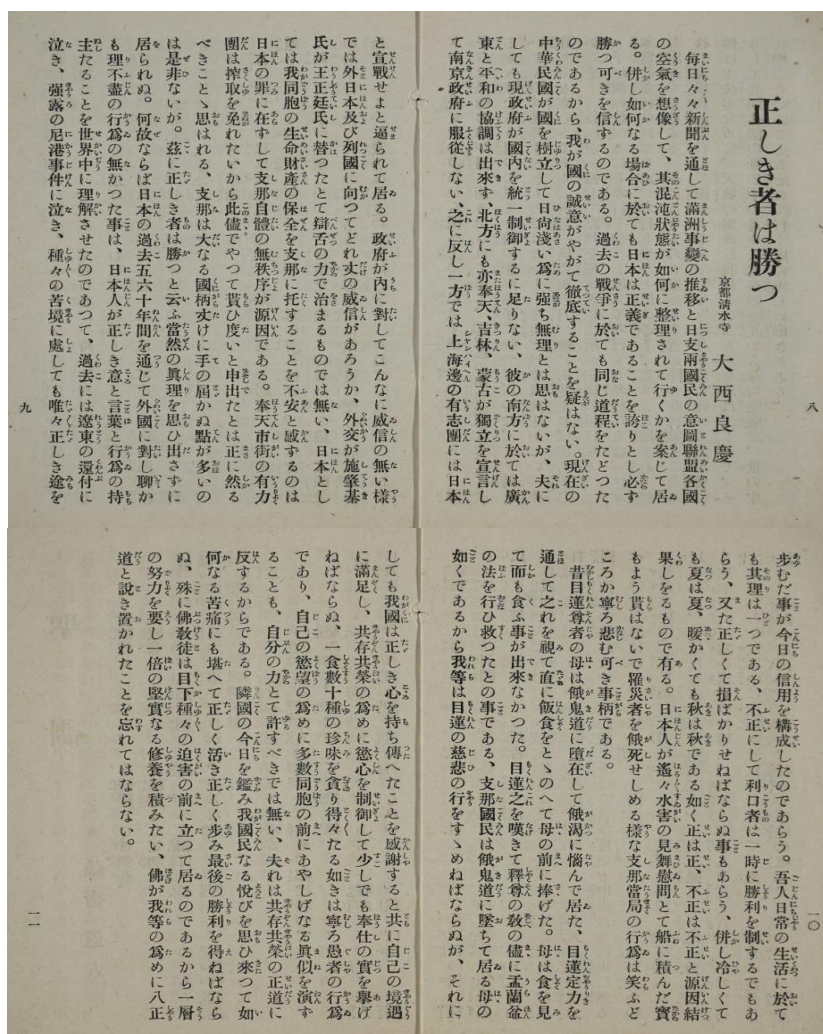


写真2 大西良慶「正しき者は勝つ」(『衆善』昭和6年12月号)

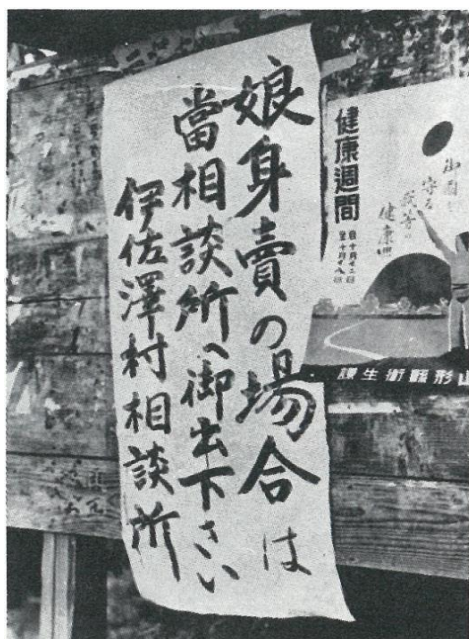


写真4 娘の身売り

出典:『写真が語る日本農業史』(財団法人富民協会、1987年)

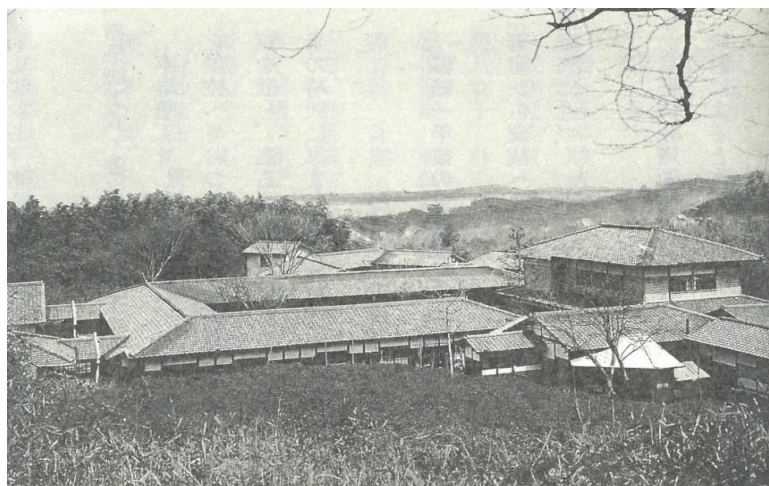


写真5 京都養老院

出典:同和園七十年史編纂委員会『同和園七十年史』(社会福祉法人同和園、1997年)

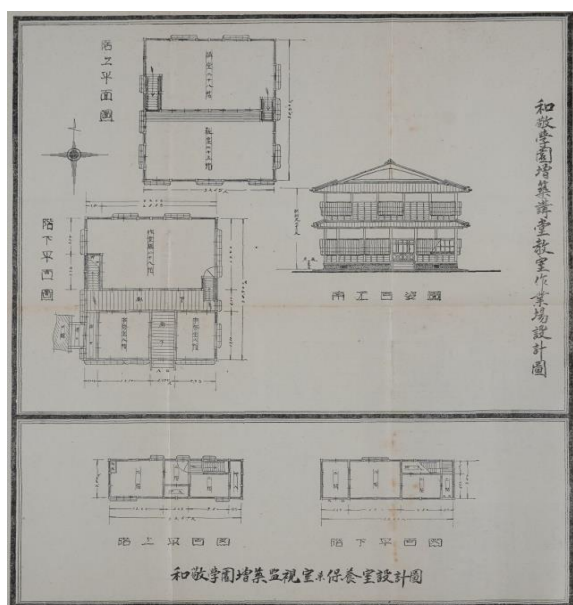


写真6 和敬学園新園舎設計図(『衆善』昭和8年6月号)



写真7 工事中の和敬学園新園舎(『衆善』昭和9年5月号)



写真8 和敬学園新園舎(『衆善』昭和9年11月号)



写真9 和敬学園新園舎講堂(『衆善』昭和9年11月号)

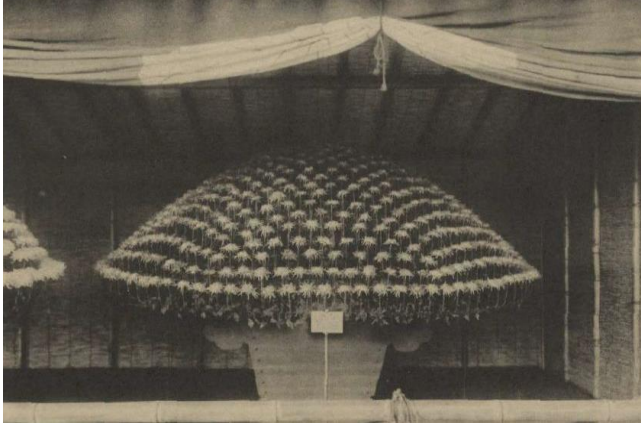


写真10 新宿御苑御殿(左上)

写真11 新宿御苑観菊会(右上)

写真12 新宿御苑観菊会(左下)

出典: 宇佐美三吾編『新宿御苑写真帖』(宇佐美写真館、1934年)

聲明書を謹読して

樋口琢堂

二三

帝國政府は遂に反省の見込なき國民政府に對し、別記重大聲明を中外に發し一大斷案を下されました。

この重大聲明は抗日支那政權の根絶を目指す我國の對支根本政策に重大な一線を引いたものであります。聲明書にもあります通り、

『爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國國交を調整して、更生新支那の建設に協力せんとす』と示されてあります。

即ち我帝國今後の方針は東亞平和の大局から、日滿提携をこの時局から治めやうと幾多の方法を講じ交渉したのですが、現國民政府は飽く迄抗日態度を執るより、國民政府を否認しますと共に、積極的に

新政權の成立發展を助長し、將來はこれを承認して正式な國交關係に進まんとする方針で、事實上國民政府との外交關係が斷絶されました。

この上は新たなスタートに立つて事變の解決に邁進することが、緊要事でありましたがこれには既に皇軍各將兵の奮闘によつて何れの地も大捷を得、勝つて兜の緒を締めつ、銃後の國民はよくこの重大責任あるを感じつゝあれど、尙ほ進んで内政外交上幾多難關あるを豫期し、此難關を突破しなければ帝國の世界平和の使命は達成されない譯です、依つて吾々は一致團結、財政、經濟、思想、生活の安定等、幾多の問題が横たはつて來ませうが、これらの難關に打ち克つには精神的と物質的と共に歩調を新たにして邁進する覺悟が必要であります。

右により國民精神總動員が此二月十一日より強調さるゝ事となりますが、日常の生活上に更に踏込んだ實踐的活動を、自肅主義を發奮し節約をなして皇國の爲めに勇往邁進して頂きたい事を切望します。

二三

写真13 樋口琢堂「聲明書を謹読して」(『衆善』昭和13年2月号)



写真14 司法保護事業表彰状(『衆善』昭和14年11月号)

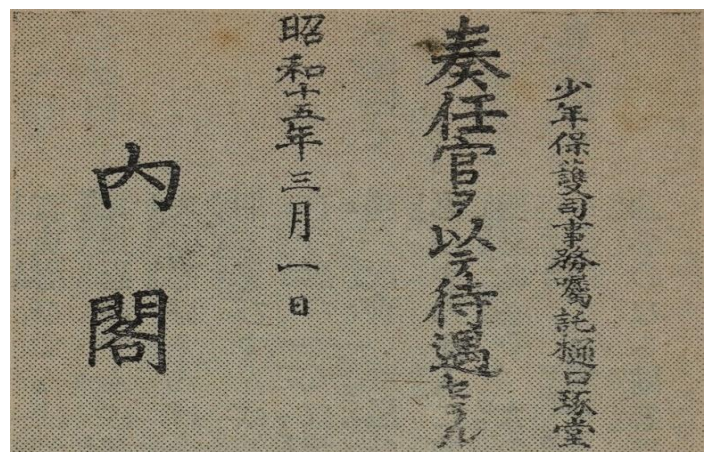


写真15 奏任官待遇辞令(『衆善』昭和15年4月号)

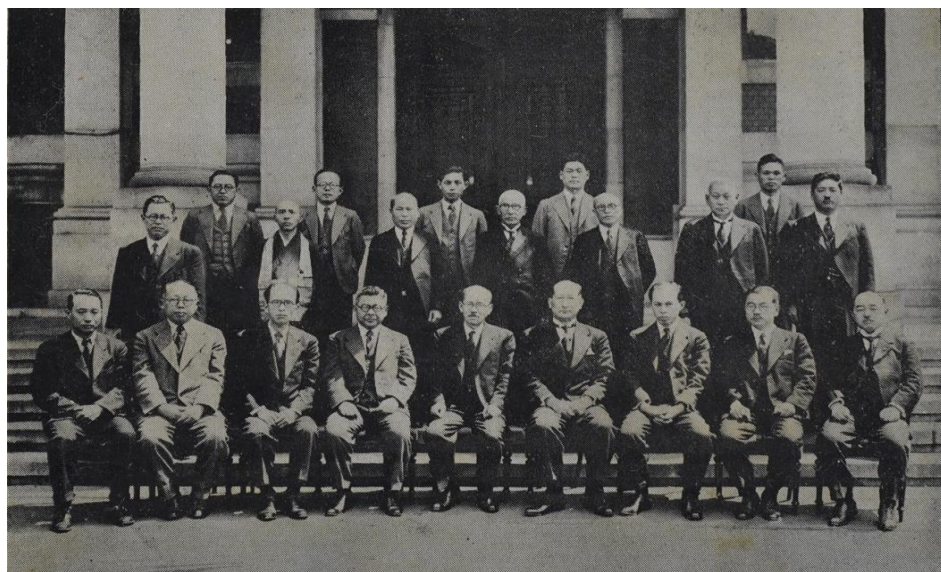


写真16 宮内省参向記念写真(『衆善』昭和15年5月号)

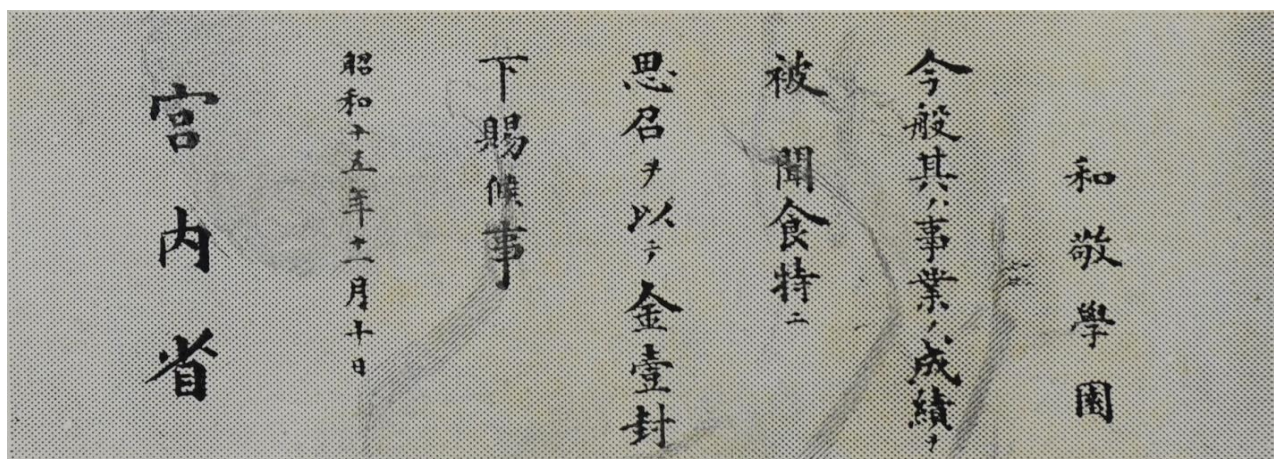


写真17 金壺封下賜状(『衆善』昭和15年12月)

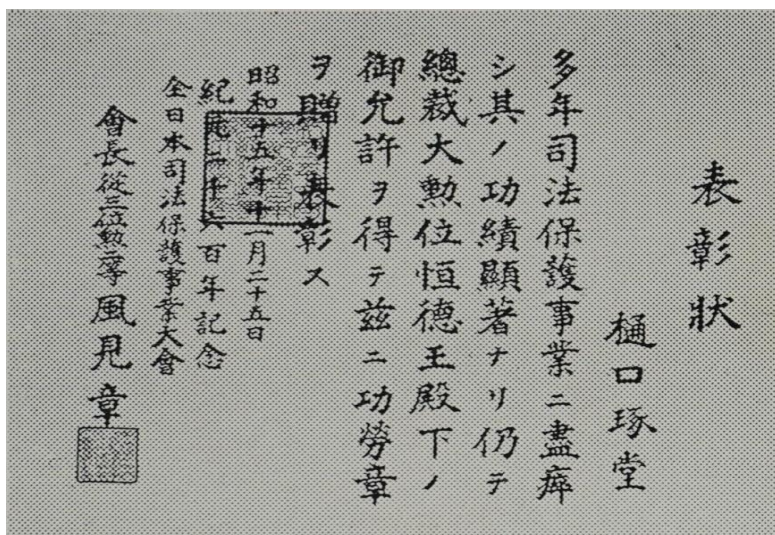


写真18 司法保護事業表彰状(『衆善』昭和15年12月)

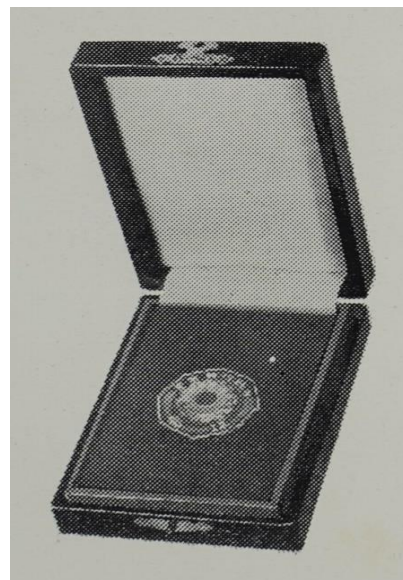


写真19 司法保護事業功労章(『衆善』昭和15年12月)

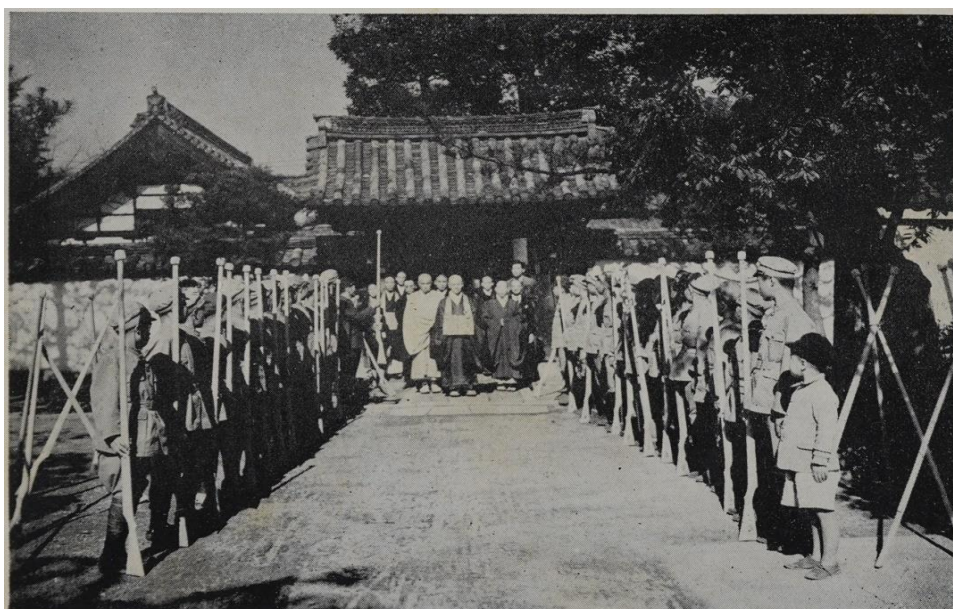


写真20 待避壕竣工謝恩会参会者記念撮影(『衆善』昭和16年12月号)



写真21 職域奉公の様子(『衆善』昭和18年5月号)

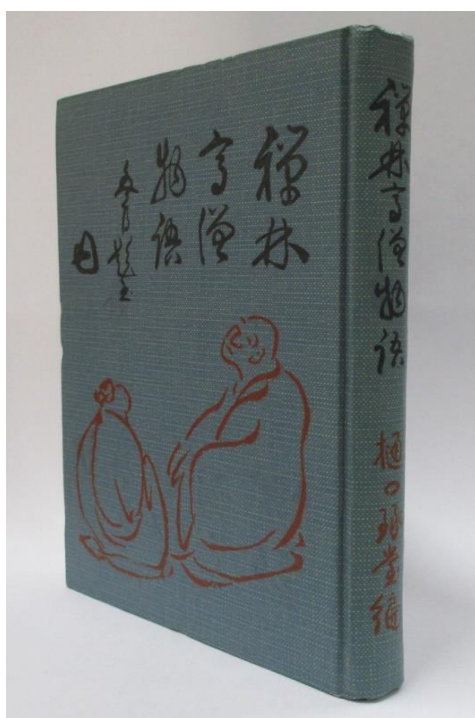


写真22 禪林高僧物語